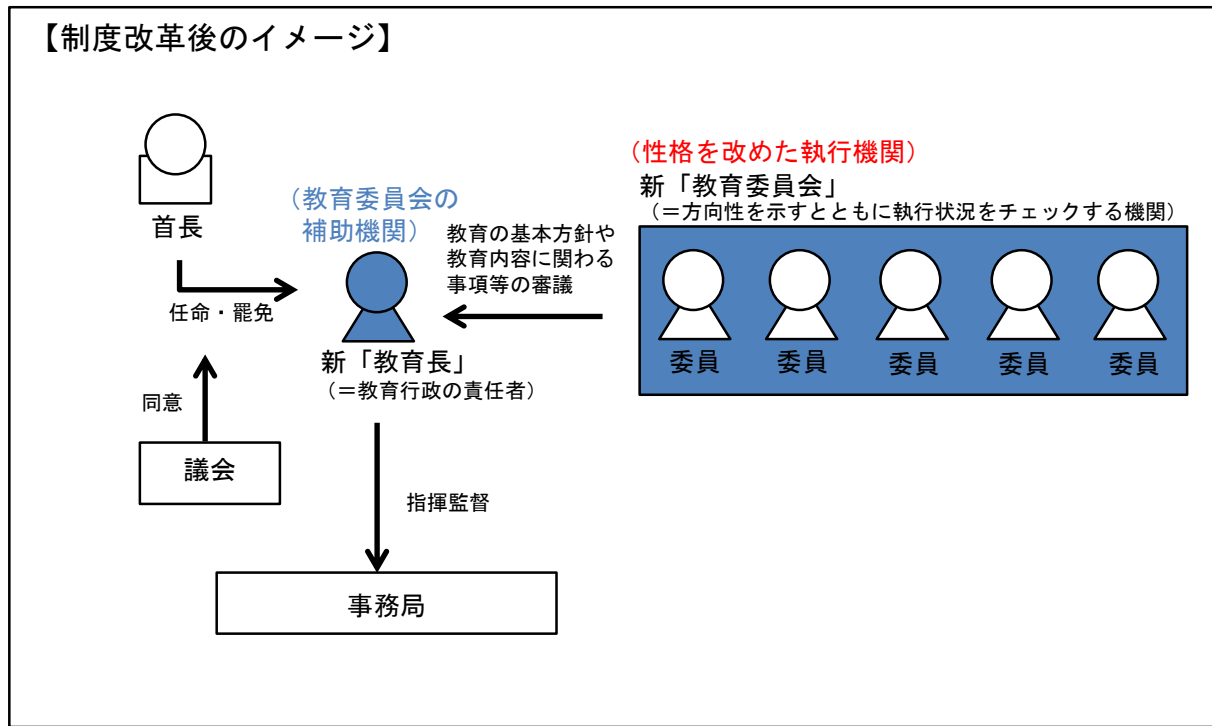


教育委員会制度の改革に関する論点メモに基づくパターン②

教育委員会＝性格を改めた執行機関 教育長＝教育委員会の補助機関



<教育委員会>

- 教育委員会は、執行機関
- 教育委員会は、基本方針等の審議・決定を行う
- 教育委員会は、教育長の事務執行をチェックする

<教育長>

- 教育長は、教育委員会の補助機関
- 教育長は、教育委員会からの委任により、教育に関する事務を執行
(※教育委員会は、教育長の日常の事務執行については指揮監督しない)
- 教育長に委任する事務は、法律で規定

【文化財保護行政上の主な論点】

- 文化財保護に関する事務について、教育委員会と教育長の役割分担をどのように考えるか
(例)・文化財保護に関する基本方針
 - ・文化財の指定・選定等(地方指定)
 - ・文化財の現状変更等の許可(国指定／地方指定)
 - ・文化財の管理等に係る指揮監督(国指定／地方指定)
 - ・地方公共団体が行う周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘に際しての協議